

特別養護老人ホーム 佐久穂愛の郷（従来型） 運営規定

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人佐久平福祉会が運営する特別養護老人ホーム佐久穂愛の郷（以下「当施設」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態となった高齢者に対し適正な指定介護老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という）の提供をすることを目的とする。

（施設の目的及び運営方針）

第2条 当施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、入居者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを支援することを目指すものである。

2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

（施設の名称及び所在地）

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 特別養護老人ホーム佐久穂愛の郷

所在地 長野県南佐久郡佐久穂町303番地1

（利用定員）

第4条 当施設の入居定員を40名とする。

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 当施設の職員は次のとおりで、介護保険法の定める人員に関する基準による。

職員の職種	員数	業務内容
施設長（管理者）	1名	施設の運営・管理
医師	1名（非常勤）	入居者の診察・健康管理・保健衛生管理
生活相談員	1名（兼務）	入居者・家族等の相談
看護職員	2名以上	入居者の看護・介護全般
介護職員	12名以上	入居者の介護全般
管理栄養士	1名	献立・調理指導、栄養業務全般
機能訓練指導員	1名（理学療法士等）	機能訓練全般
介護支援専門員	1名以上（兼務）	ケアプラン業務全般
事務	1名	庶務、会計業務全般 等

（内容及び手続きの説明及び同意）

第6条 当施設は、施設サービス提供の開始に際して、入所申込者またはその家族に対して、運営規定の概要、職員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記載した文章を交付して説明を行い、同意を得る。

（サービス提供拒否の禁止）

第7条 当施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒まない。

（サービス提供困難時の対応）

第8条 当施設は、入居予定者が入院治療を必要とする場合その他入居予定者に対して自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な医療機関または介護老人保健施設や介護医療院を紹介するなどの適切な措置を講じる。

（受給資格等の確認）

第9条 当施設は、施設サービスの提供を求められた場合には、入居予定者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認する。

2 当施設は、被保険者証に認定審査会意見が記載されている時は、当該認定審査会に配慮して、施設サービスを提供するよう努める。

（要介護認定の申請に係る援助）

第10条 当施設は、要介護認定を受けていない入居申込者には、要介護認定の申請が行われているかを確認し、申請が行われていない場合は、入居申込者の意志を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 当施設は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前には行われるよう、必要な援助を行う。

（入退去）

第11条 当施設は、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難なものに対し、施設サービスを提供する。

2 当施設は、入居申込者の数が入居定員から入居者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要的程度及び家族等の状況を勘案し、施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入居申込者を優先的に入居させるよう努める。

3 当施設は、入居申込者の入居に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努める。

4 当施設は、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、入居者が居宅において日常生活を営むことができるかについて定期的に、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で検討する。

5 当施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その者及びその家庭の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退居のために必要な援助を行う。

- 6 当施設は、入居者の退居に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供を行う。
 (サービスの取扱い方針)
- 第12条 当施設は、施設サービス計画に基づき、入居者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、入居者の心身の状況等に応じて、入居者の処遇を妥当適切に行う。
- 2 当施設は、施設サービス計画に基づき、漫然画一的なものとならないよう配慮する。
- 3 職員は、施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、施設サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明する。
- 4 当施設は、施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。
- 身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するなど、適切な手続きにより身体等の拘束を行うものとする。
- 5 当施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次項の措置を講じる。
- ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員等の職員に周知徹底を図る。
 - ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - ③ 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。
- 6 当施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。
- (介護)
- 第13条 介護に当たっては、入居者の心身の状況に応じ、入居者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行う。
- 2 1週間に2回以上、適切な方法により入居者を入浴させ、または清拭を行う。
- 3 入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 オムツを使用せざるを得ない入居者については、オムツを適切に取り換える。
- 5 椎瘻が発生しないよう適切な介護を行うとともに、発生を予防するための体制を整備する。
- 6 前各項の者のほか、入居者に対し、離床・着替え・整容等の介護を適切に行う。
- 7 常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させることとする。
- 8 入居者に対し、その負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせない。
- (食事の提供)
- 第14条 入居者の食事は、栄養並びに入居者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。
- 2 入居者の食事は、可能な限り離床して食堂で行われるよう努める。
- (相談及び援助)
- 第15条 当施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与)

第16条 当施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入居者のためのレクリエーション行事を行う。

2 入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者又は家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うこととする。

3 常に入居者の家族との連携を図ると共に、入居者と家族との交流等の機会を確保するよう努める。

4 当施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努める。

(機能訓練)

第17条 入居者の心身の状況を踏まえ、日常生活を営む上で必要な機能の改善又は維持のため訓練を行う。

(健康管理)

第18条 当施設の医師及び看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意すると共に、必要に応じて健康保持のため適切な措置をとる。

(入居者の入院期間中の取り扱い)

第19条 入居者について、病院等に入院する必要が生じた場合であって、入院後概ね3月以内に退院することが明らかに見込まれる時は、当該入居者及びその家族の希望などを勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与すると共に、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入居することができるようする。

(利用料及びその他の費用の額)

第20条 施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬上の額とする。詳細については、別紙「重要事項説明書」に明記のとおりとする。

2 利用料として、入居者が選定する特別な食事の費用、理美容代、室料、行事費、健康管理費、私物の洗濯代（外部のクリーニング店が行う場合）、その他の費用等の利用料は、別紙「重要事項説明書」に明記のとおりとする。

3 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から第4段階まで）の入居者の自己負担額については、別紙「重要事項説明書」のとおりとする。

(利用料の変更等)

第21条 当施設は、介護保険法関連法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に定める利用料を変更することができる。

2 当施設は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、施設サービスの内容及び費用を記した文章により説明し、同意を得る。

(施設の利用に当たっての留意事項等)

第22条 当施設の入居者は、次の各号に掲げる事項を守り、共同生活の秩序を守り、相互の親睦に努める。

(1) 喫煙は、当建物内は禁煙とする。

- (2) 建物、備品その他の器具を破損し、また持ち出さないこと。
 - (3) けんか、口論または暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと。
 - (4) 施設内で、他人に対し宗教活動および政治活動を行わないこと。
- 2 管理者は、入居者が次の各号に該当すると認めた時は、当該入居者の保険者に対し、所定の手続きにより、施設サービス提供の中止等の措置を行うものとする。
- (1) 施設の秩序を乱す行為をしたとき。
 - (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、また受けようとしたとき。
 - (3) 故意にこの規定等に違反したとき。

(緊急時における対応)

第23条 当施設の職員等は、施設サービスの提供を行っている時に入居者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに主治医又は施設の協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族に連絡する。

(事故発生時の対応)

第24条 当施設は、入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じる。

2 当施設は、入居者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

3 当施設は、事故の状況及び講じた措置について記録し、発生の事実およびその分析を行い、改善策を職員に周知徹底し再発の防止に努める。

4 当施設は、事故発生防止のための指針を整備し、職員に対する研修を行う。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第25条 当施設は、虐待の発生又はその再発防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に開催するために研修計画を定める。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するため担当者を置く。

2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町村へ報告する。

(非常災害対策)

第26条 当施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定める。

2 当施設は、消火・避難等の訓練を年2回（うち1回は夜間を想定した訓練）行う。

(衛生管理等)

第27条 当施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛

生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

- 2 感染症の発生防止及びまん延防止のために必要な措置を講じる。
- 3 感染症または食中毒の予防まん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月1回以上開催するとともに、指針を整備し定期的に研修を行い、介護職員その他の職員に周知徹底を図る。

(秘密保持等)

第28条 職員は、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又は家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 当施設は、職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又は家族の秘密を漏らすことがないよう雇用契約にその旨を明記する等、必要な措置を講じる。
- 3 当施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文章により入居者の同意を得る。

(苦情処理)

第29条 当施設は、提供した施設サービスに関する入居者や家族からの苦情に敏感にかつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じ、苦情を受付した場合には、苦情の内容等を記録する。

- 2 当施設は、提供した施設サービス等に関し、行政が行う文章その他の物件の提出若しくは提示の求めまたは行政の職員からの質問若しくは照会に応じ、入居者からの苦情に関して行政が行う調査に協力するとともに、行政からの指導または助言を受けた場合は、指導または助言に従って必要な改善を行う。

3 当施設は、提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、指導または助言に従って必要な改善を行う。

(勤務体制の確保等)

第30条 入居者に対して適切な施設サービスを提供することができるよう職員の勤務を定める。

- 2 当施設の職員によって施設サービスを提供する。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。

3 職員の資質向上のための研修会を次のとおり実施する。

- ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- ② 繼続研修 年2回以上

(地域との連携等)

第31条 当施設は、事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との交流を図る。

(掲示)

第32条 当施設は、運営規定の概要・職員の勤務体制・協力医療機関・利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を、施設の見えやすい場所に掲示する。

(会計の区分)

第33条 当施設は、施設サービスの事業の会計を他の事業との会計と区分する。

(記録の整備)

第34条 当施設は、職員・設備及び会計に関する諸記録を整備する。

2 当施設は、入居者に対する施設サービスの提供に関する諸記録や身体拘束等の記録、苦情の内容等の記録、事故の状況、事故に際してとった措置など記録は、その完結の日から5年間保存をする。

(その他)

第35条 指定介護老人福祉施設に関する政省令及び通知並びに本規定に定めのない運営に関する重要な事項については、社会福祉法人佐久平福祉会と施設の管理者との協議に基づいて定める。

附則

この規定は、平成26年6月1日から実施する。

この規定は、令和1年6月1日に改定する。(見直しを行い、内容や語句等の整合性をとる)

この規定は、令和6年4月1日に改定する。(虐待防止のための措置に関する事項を追加)

ユニット型特別養護老人ホーム佐久穂愛の郷 運営規定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人佐久平福祉会が運営するユニット型特別養護老人ホーム佐久穂愛の郷(以下「当施設」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態となった高齢者に対し適正なユニット型指定介護老人福祉施設サービス(以下「施設サービス」という)の提供をすることを目的とする。

(基本方針)

第2条 当施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居者の居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き自律的な日常生活を営むことができるよう支援する。

2 当施設は、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称及び所在地)

第3条当事業者の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ユニット型特別養護老人ホーム 佐久穂愛の郷
- (2) 所在地 長野県南佐久郡佐久穂町303番地1

(入居定員)

第4条当事業所の入居定員を30名とする。

- 2 ユニット数及びユニットごとの入居定員は、次のとおりとする。
 - (1) ユニット数 3ユニット
 - (2) ユニットごとの入居定員 各ユニット 10名

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条当施設の職員は次のとおりで、介護保険法の定める人員に関する基準による。

職員の職種	員数	業務内容
施設長(管理者)	1名	施設の運営・管理
医師	1名(非常勤)	入居者の診察・健康管理・保健衛生管理
生活相談員	1名(兼務)	入居者・家族等の相談
看護職員	2名以上	入居者の看護・介護全般
介護職員	12名以上	入居者の介護全般
管理栄養士	1名	献立・調理指導、栄養業務全般
機能訓練指導員	1名(理学療法士等)	機能訓練全般

介護支援専門員	1名以上（兼務）	ケアプラン業務全般
事務	1名	庶務、会計業務全般 等

(内容及び手続きの説明及び同意)

第6条 当施設は、ユニット型指定介護老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）の提供の開始に際して、入所申込者又はその家族に対して、運営規定の概要、職員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記載した文章を交付して説明を行い、同意を得る。

（サービス提供拒否の禁止）

第7条 当施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒まない。

（サービス提供困難時の対応）

第8条 当施設は、入居予定者が入院治療を必要とする場合その他入居予定者に対して自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な医療機関または介護老人保健施設や介護医療院を紹介するなどの適切な措置を講じる。

（受給資格等の確認）

第9条 当施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、入居予定者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認する。

2 当施設は、被保険者証に認定審査会意見が記載されている時は、当該認定審査会に配慮して、施設サービスを提供するよう努める。

（要介護認定の申請に係る援助）

第10条 当施設は、要介護認定を受けていない入居申込者には、要介護認定の申請が行われているかを確認し、申請が行われていない場合は、入居申込者の意志を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 当施設は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前には行われるよう、必要な援助を行う。

（入退去）

第11条 当施設は、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けすることが困難なものに対し、施設サービスを提供する。

2 当施設は、入居申込者の数が入居定員から入居者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入居申込者を優先的に入居させるよう努める。

3 当施設は、入居申込者の入居に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努める。

4 当施設は、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、入居者が居宅において日常生活を営むことができるかについて定期的に、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で検討する。

5 当施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その者及びその家庭の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退居のために必要な援助を行う。

6 当施設は、入居者の退居に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努める。（サービスの取扱い方針）

第12条 当施設は、施設サービスの提供に当たっては、入居者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援する。

2 当施設は、施設サービスの提供に当たっては、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割をもって生活を営むことができるよう配慮する。

3 当施設は、施設サービスの提供に当たって、入居者のプライバシーの確保に配慮する。

4 当施設は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に施設サービスを提供する。

5 職員は、施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、施設サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

6 当施設は、施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急のやむを得ない場合を除き、身体的拘束等行なわない。

身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するなど、適正な手続きにより身体等の拘束を行うものとする。

7 当施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次項の措置を講じる。

④ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員等の職員に周知徹底を図る。

⑤ 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

⑥ 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

8 当施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。（介護）

第13条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況に応じ、適切な技術をもって行う。

2 当施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援する。

3 当施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供するものとする。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもってこれに代えることがある。

4 当施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要

な支援を行う。

5 当施設は、おやつを使用せざるを得ない入居者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り換える。

6 当施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備する。

7 当施設は、前各項に定めるもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。

8 当施設は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させる。

9 当施設は、入居者に対し、その負担により、施設の職員以外の者による介護を受けさせることはない。

(食事)

第14条 当施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。

2 当施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行う。

3 当施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保する。

4 当施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意志を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援する。

(相談及び援助)

第15条 当施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の提供等)

第16条 当施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動に機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれからの活動を支援する。

2 当施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者又はその家族において行なうことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行う。

3 当施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者と家族との交流等の機会を確保するよう努める。

4 当施設は、入居者の外出の機会を確保するように努める。

(機能訓練)

第17条 当施設は、入居者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能の改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第18条 当施設の医師及び看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意すると共に、必要に応じて健康保持のため適切な措置をとる。

(入居者の入院期間中の取り扱い)

第19条 入居者について、病院等に入院する必要が生じた場合であって、入院後概ね3月以内に退院することが明らかに見込まれる時は、入居者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当施設に円滑に入居することができるようとする。

(利用料及びその他の費用の額)

第20条 施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬上の額とする。詳細については、別紙「重要事項説明書」に明記のとおりとする。

2 利用料として、入居者が選定する特別な食事の費用、理美容代、室料、行事費、健康管理費、私物の洗濯代（外部のクリーニング店が行う場合）、その他の費用等の利用料は、別紙「重要事項説明書」に明記のとおりとする。

3 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から第4段階まで）の入居者の自己負担額については、別紙「重要事項説明書」のとおりとする。

(利用料の変更等)

第21条 当施設は、介護保険法関連法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に定める利用料を変更することができる。

2 当施設は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、施設サービスの内容及び費用を記した文章により説明し、同意を得る。

(施設の利用に当たっての留意事項等)

第22条 当施設の入居者は、次の各号に掲げる事項を守り、共同生活の秩序を守り、相互の親睦に努める。

（5）喫煙は、当建物内は禁煙とする。

（6）建物、備品その他の器具を破損し、また持ち出さないこと。

（7）けんか、口論または暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと。

（8）施設内で、他人に対し宗教活動および政治活動を行わないこと。

2 管理者は、入居者が次の各号に該当すると認めた時は、当該入居者の保険者に対し、所定の手続きにより、施設サービス提供の中止等の措置を行うものとする。

（4）施設の秩序を乱す行為をしたとき。

（5）偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、また受けようとしたとき。

（6）故意にこの規定等に違反したとき。

(緊急時における対応)

第23条 当施設の職員等は、施設サービスの提供を行っている時に入居者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに主治医又は施設の協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族に連絡をする。

(事故発生時の対応)

- 第24条 当施設は、入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じる。
- 2 当施設は、入居者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
 - 3 当施設は、事故の状況及び講じた措置について記録し、発生の事実およびその分析を行い、改善策を職員に周知徹底し再発の防止に努める。
 - 4 当施設は、事故発生防止のための指針を整備し、職員に対する研修を行う。

(虐待防止のための措置に関する事項)

- 第25条 当施設は、虐待の発生又はその再発防止するため、以下の措置を講じる。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し3ヵ月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を年2回以上開催するために研修計画を定める。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するため担当者を置く。
- 2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町村へ報告する。

(非常災害対策)

- 第26条 当施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定める。
- 2 当施設は、消火・避難等の訓練を年2回（うち1回は夜間を想定した訓練）行う。
- （衛生管理等）
- 第27条 当施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。
- 2 感染症の発生防止及びまん延防止のために必要な措置を講じる。
- 3 感染症または食中毒の予防まん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月1回以上開催するとともに、指針を整備し定期的に研修を行い、介護職員その他の職員に周知徹底を図る。

(秘密保持等)

- 第28条 職員は、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又は家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 当施設は、職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又は家族の秘密を漏らすことがないよう雇用契約にその旨を明記する等、必要な措置を講じる。
- 3 当施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あ

らかじめ文章により入居者の同意を得る。

(苦情処理)

- 第29条 当施設は、提供した施設サービスに関する入居者や家族からの苦情に敏感にかつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じ、苦情を受付した場合には、苦情の内容等を記録する。
- 2 当施設は、提供した施設サービス等に関し、行政が行う文章その他の物件の提出若しくは提示の求めまたは行政の職員からの質問若しくは照会に応じ、入居者からの苦情に関して行政が行う調査に協力するとともに、行政からの指導または助言を受けた場合は、指導または助言に従って必要な改善を行う。
 - 3 当施設は、提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、指導または助言に従って必要な改善を行う。

(勤務体制の確保等)

- 第30条 入居者に対して適切な施設サービスを提供することができるよう職員の勤務を定める。
- 2 当施設の職員によって施設サービスを提供する。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。
- 3 職員の資質向上のための研修会を次のとおり実施する。
- ① 採用時研修 採用後3ヵ月以内
 - ② 繼続研修 年2回以上

(地域との連携等)

- 第31条 当施設は、事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との交流を図る。
- （掲示）

- 第32条 当施設は、運営規定の概要・職員の勤務体制・協力医療機関・利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、施設の見えやすい場所に掲示する。

(会計の区分)

- 第33条 当施設は、施設サービスの事業の会計を他の事業との会計と区分する。
- （記録の整備）

- 第34条 当施設は、職員・設備及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 当施設は、入居者に対する施設サービスの提供に関する諸記録や身体拘束等の記録、苦情の内容等の記録、事故の状況、事故に際してとった措置など記録は、その完結の日から5年間保存をする。

(その他)

- 第35条 ユニット型指定介護老人福祉施設に関する政省令及び通知並びに本規定に定めのない運営に関する重要事項については、社会福祉法人佐久平福祉会と施設の管理者と

の協議に基づいて定める。

附則

この規定は、平成26年6月1日から実施する。

この規定は、令和1年6月1日に改定する。(見直しを行い、内容や語句等の整合性をとる)

この規程は、令和6年4月1日に改定する。(虐待防止のための措置に関する事項を追加)

ショートステイ佐久穂愛の郷 運営規定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人佐久平福祉会が運営するショートステイ佐久穂愛の郷(以下「当事業所」という)が行うユニット型指定(介護予防)短期入所生活介護(以下「短期入所生活介護」という)の事業の適正な運営を図るために、必要な事項を定め、利用者に対し、適正な短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 当事業所は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 当事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 ショートステイ佐久穂愛の郷

(2) 所在地 長野県南佐久郡佐久穂町303番地1

(利用定員)

第4条 当事業所の利用定員を10名とする。

2 ユニット数及びユニットごとの利用定員は、次のとおりとする。

(3) ユニット数 1ユニット

(4) ユニットごとの利用定員 10名

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 当事業所の職員は次のとおりで、介護保険法の定める人員に関する基準による。

従事者の職種	員数	業務内容
管理者	1名(併設介護老人福祉施設と兼務)	施設の運営・管理
医師	1名(非常勤)	利用者の診察・健康管理等
生活相談員	1名(介護支援専門員と併設介護老人福祉施設と兼務)	利用者・家族等の相談
看護職員	1名以上(併設介護老人福祉施設と兼務)	利用者の看護・介護全般
介護職員	4名以上(併設介護老人福祉施設と兼務)	利用者の介護全般
管理栄養士	1名(併設介護老人福祉施設と兼務)	献立・調理指導、栄養業務全般

機能訓練指導員	1名（併設介護老人福祉施設と兼務）	機能訓練全般
事務	1名（併設介護老人福祉施設と兼務）	庶務、会計業務全般 等

(内容及び手続きの説明及び同意)

第6条 短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規定の概要、職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文章を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得る。

(サービス提供拒否の禁止)

第7条 当事業所は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒まない。

(サービス提供困難時の対応)

第8条 当事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格等の確認)

第9条 短期入所生活介護の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。

2 前項の被保険者証に、認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、短期入所生活介護を提供するよう努めるものとする。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第10条 要介護認定を受けていない利用申込者にたいしては、要介護認定の申請の有無を確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 要介護認定の更新申請が遅くとも前項の有効期間満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

第11条 短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(短期入所生活介護の開始及び終了)

第12条 利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障があるものを対象に、短期入所生活介護を提供するものとする。

2 居宅介護支援事業者その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接

な連携により、短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスの利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

(サービス提供の記録)

第13条 短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容を記録すると共に、利用者からの申し出があった場合には、文章の交付その他適切な方法によりその情報を利用者に対して提供するものとする。

(短期入所生活介護の取り扱い方針)

第14条 利用者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとする。

2 短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれ役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。

3 短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行うものとする。

4 短期入所生活介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら適切に行うものとする。

5 職員は、短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

6 短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者が生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

7 前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び事案、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

8 自らその提供する短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(短期入所生活介護計画)

第15条 管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の職員と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成するものとする。

2 短期入所生活介護計画は、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。

3 管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとする。

4 管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付するもの

とする。

(介護)

第16条 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、次の各号に掲げる事項を適切な技術をもって行うものとする。

- ① 日常生活における家事を、利用者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割をもって行うよう適切な支援
- ② 適切な方法による入浴の機会の提供（入浴がさせられない時には清拭）
- ③ 排泄の自立について必要な支援
- ④ オムツを使用せざるを得ない利用者について排泄の自立を図りつつ、そのオムツの適切な切り替え
- ⑤ 離床、着替え、整容等の日常生活上の行為の適切な支援

(食事の提供)

第17条 栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供するものとする。

2 利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うものとする。

3 利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供すると共に、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保するものとする。

4 利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意志を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援するものとする。

(機能訓練)

第18条 利用者の心身状態等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行うものとする。

(健康管理)

第19条 医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意すると共に、健康保持のための適切な措置を取らなければならない。

2 職員は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医の医師又はあらかじめ短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(相談及び援助)

第20条 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じると共に、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(その他のサービスの提供)

第21条 利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供すると共に、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援するものとする。

2 常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

(利用料及びその他の費用の額)

第22条 短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬上の額とする。詳細については、別紙「重要事項説明書」に明記の通りとする。

2 利用料として、利用者が選定する特別な食事の費用、理美容代、室料、行事食、私物の洗濯代（外部のクリーニング店が行う場合）、その他の費用等の利用料は、別紙「重要事項説明書」に明記のとおりとする。

3 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から第4段階まで）の利用者の自己負担額については、別紙「重要事項説明書」のとおりとする。

(通常の送迎の実施地域)

第23条 通常の送迎の実施地域は、佐久穂町、佐久市白田地区、小海町、南牧村の区域とする。

(緊急時等の対応)

第24条 当事業所の職員等は、短期入所生活介護の提供を行っている時に利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、すみやかに主治医または当事業所の協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族に連絡する。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第25条 当施設は、虐待の発生又はその再発防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し3ヵ月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を年2回以上開催するために研修計画を定める。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するため担当者を置く。

2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町村へ報告する。

(非常災害対策)

第26条 当事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定める。

2 当事業所は、消火・避難等の訓練を年2回（うち1回は夜間を想定した訓練）行う。

(利用者に関する市町村への通知)

第27条 短期入所生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要

介護状態等の程度を増進させたと認められるとき

(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき

(衛生管理等)

第28条 当事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

2 感染症の発生防止及びまん延防止のために必要な措置を講じる。

3 感染症または食中毒の予防まん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月1回以上開催するとともに、指針を整備し定期的に研修を行い、介護職員その他の職員に周知徹底を図る。

(掲示)

第29条 短期入所生活事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務の体制、協力病院、利用料、苦情解決の手順その他のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示する。

(秘密の保持)

第30条 職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。

2 当事業所は、職員であったものが、正当な理由なく、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないよう雇用契約にその旨を明記する等、必要な措置を講じる。

3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文章により得ておくものとする。

(苦情等への対応)

第31条 提供した短期入所生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等記録する。

3 利用者及びその家族からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する。調査等に協力するとともに、指導または助言を受けた場合には必要な改善を行う。

(事故発生時の対応)

第32条 当事業所は、利用者に対する短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 当事業所は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、発生の事実及びその分析を行い、改善策を職員に周知徹底し再発の防止に努める。

3 利用者に対する短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

4 当事業所は、事故発生防止のための指針を整備し、職員に対する研修を行う。

(地域との連携)

第33条 短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等の連携及び協力を図る等の地域との交流に努めるものとする。

(勤務体制の確保等)

第34条 利用者に対し適切な短期入所生活介護を提供できるよう、従業者の勤務体制を定める。

2 短期入所生活介護事業所の従業者によって短期入所生活介護を提供するものとする。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてこの限りでない。

3 職員の資質の向上のための研修会を次のとおり実施する。

① 採用時研修 採用後3ヵ月以内

② 繰続研修 年2回以上

(記録の整備)

第35条 当事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 当事業所は、利用者に対する短期入所生活介護の提供に関する諸記録や身体拘束等の記録、苦情の内容等の記録、事故の状況、事故に際してとった措置など記録は、その完結の日から5年間保存する。

(会計の区分)

第36条 当事業所は、短期入所生活介護事業の会計を他の事業との会計と区分する。

(その他)

第37条 短期入所生活介護に関する政省令及び通知並びに本規定に定めのない運営に関する重要な事項については、社会福祉法人佐久平福祉会と施設の管理者との協議に基づいて定める。

附則

この規定は、平成26年6月1日から実施する。

この規定は、平成26年8月1日から改定する。

この規定は、令和1年10月1日に改定する。(見直しを行い、内容や語句等の整合性をとる)

(通常の実施地域:佐久市を佐久市白田地区に変更)

この規程は、令和6年4月1日に改定する。(虐待防止のための措置に関する事項を追加)